

議案第 4 3 号

狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険税条例（昭和 2 9 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 2 項の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同項中「附則第 4 4 条の 2 第 3 項」を「附則第 4 4 条の 2 第 4 項及び第 5 項」に、「第 3 6 条」を「第 3 5 条第 1 項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附則第 2 2 項の規定は、平成 2 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 2 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成 2 5 年 6 月 4 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。